

滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓 支援事業補助金

公募要領(1次募集)

問合せ・提出先 滋賀県 農政水産部
食のブランド推進課マーケティング係 TEL 077-528-3892

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日は除く。)

1. 滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓支援事業補助金について

(1) 目的

この補助金は、県内農畜水産物の生産者等が首都圏でのテストマーケティングや展示商談会等に出展を行う経費に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することによって、首都圏における円滑な販路開拓活動を支援し、滋賀の食材の魅力を県外に向けて発信し、地域ブランド力の向上に資することを目的としています。

(2) 補助対象

補助対象者は、次のいずれかに該当する者です（以下、「補助対象事業者」という）。

- ① 滋賀県内で生産する農畜水産物生産者
- ② 滋賀県内に本社のある食品加工事業者
- ③ 上記①②以外の者で、知事が適当と認める者

※ 本事業における農畜水産物生産者とは、農業者もしくは漁業者、これらの者が組織する団体（これらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体を含む。）または当該団体等で構成する任意組織のことをいい、六次産業化法に基づく総合化計画の認定者もこれに含めます。

※ 本事業における食品加工事業者とは、食品加工事業者、食品加工事業者団体をいいます。

(3) 補助対象事業

今回の募集は、補助対象事業者による、首都圏で開催される展示商談会および県が主催する首都圏でのイベント等への、県産農畜水産物およびその加工品の出展です。平成29年10月に開設予定の首都圏情報発信拠点で開催する食イベントやマルシェ、店頭プロモーション等への参加に関しても、補助の対象とします。

展示商談会には、例えば次のようなものがあります。各展示商談会への応募は、自己の責任のもと行ってください。

※ 本事業における展示商談会とは、企業間取引のため複数の事業者が参加するものです。

※ 本事業におけるテストマーケティングとは、県が主催する首都圏でのイベントにかかるものに限ります。

- ◆ アグリフードEXPO東京2017
開催日：平成29年8月23日（水）・24日（木）
開催場所：東京ビッグサイト
主催者：株式会社 日本政策金融公庫

- ◆ 第19回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー
開催日：平成29年8月23日（水）から25日（金）
開催場所：東京ビッグサイト
主催者：一般社団法人 大日本水産会

- ◆ 第7回通販食品展示商談会
開催日：平成29年9月26日（火）から27日（水）
開催場所：虎ノ門ヒルズフォーラム
主催者：「通販食品展示商談会」実行委員会／（一財）食品産業センター／（株）食品新聞社／（一社）日本スーパーマーケット協会／（公社）日本通信販売協会

- ◆ 第1回“日本の食品”輸出EXPO
開催日：平成29年10月11日（水）から13日（金）
開催場所：幕張メッセ
主催者：リード エグジビション ジャパン株式会社

- ◆ 地方銀行フードセレクション2017
開催日：平成29年11月9日（木）から10日（金）
開催場所：東京ビッグサイト
主催者：地方銀行フードセレクション実行委員会／リッキービジネスソリューション株式会社

- ◆ ミートフードEXPO2018
開催日：平成30年1月24日（水）から25日（木）
開催場所：池袋サンシャインシティ文化会館
主催者：～ミートフードEXPO～焼肉ビジネスフェア実行委員会

- ◆ 第52回スーパーマーケット・トレードショー2018
開催日：平成30年2月14日（水）から16日（金）
開催場所：東京ビッグサイト
主催者：一般社団法人新日本スーパーマーケットトレードショー協会

- ◆ 第46回 国際ホテル・レストラン・ショー（HOTERES JAPAN 2017）
開催日：平成30年2月20日（火）から23日（金）
開催場所：東京ビッグサイト
主催者：一般社団法人日本能率協会／一般社団法人日本ホテル協会／一般社団法人日本旅館協会／一般社団法人国際観光日本レストラン協会／公益社団法人国際観光施設協会

- ◆ 第39回 フード・ケータリングショー
開催日：平成30年2月20日（火）から23日（金）
開催場所：東京ビッグサイト
主催者：公益社団法人日本給食サービス協会／一般社団法人日本弁当サービス協会／公益社団法人日本メディカル給食協会／一般社団法人日本能率協会

- ◆ その他、県が主催する首都圏情報発信拠点で開催予定の食イベントやマルシェ、店頭プロモーション等
※具体的な日時・内容については、確定次第随時案内します。

※ 上記は主催者HPデータをもとに作成したものです。出展にあたっては、主催者からの情報

を確認ください。

(4) 補助対象経費、補助率および補助限度額

補助対象経費 首都圏等におけるテストマーケティングおよび展示商談会等の出展にかかる以下の経費		補助率	補助限度額
出展経費	出展料・スペース料、サンプル代、展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費等	補助対象経費の1/2以内	150千円以内 (ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までとします。なお、出展回数は1回のみに限られません。)
輸送等経費	出品物、備品、必要資材等の梱包・輸送に係る経費		
旅費	出展にかかる交通費および宿泊費		
広告宣伝経費	パンフレット・商品カタログ作成費等		

- (注) 1 補助対象経費は、いずれも展示商談会等への出展に必要とするもので、交付決定日以降に着手されたものに限ります。ただし、首都圏展示商談会の出展費用や、やむを得ず事前に支払が必要な旅費等については対象となります。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- 3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てます。
- 4 県の別の補助事業の対象となっている経費を対象とすることはできません。
- 5 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。

(5) 参加条件

- ① 滋賀県外に販路開拓を行う意思があり、商談可能な商品を有していること。
- ② 事後に行うアンケート（商談成立状況等）に回答すること。

(6) 手続き等

- ① 受付窓口 滋賀県農政水産部 食のブランド推進課
- ② 受付期間 平成29年6月28日（水）まで
※郵送の場合、簡易書留で必着
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く。）
- ③ 事業計画書等提出
以下の書類を提出していただきます。（書類は原則としてA4版）
提出された書類は返却しません。
 - 1) 事業計画申請書(様式1号)
 - 2) 事業計画書(様式第1号の1)
 - 3) 収支予算書(様式第1号の2)
 - 4) 補助経費積算明細書(様式第1号の3)
 - 5) 補助事業内容に関する補足説明資料
 - 6) 企業概要の分かる書類(会社案内パンフレット等)

(7) 審査

① 審査基準

補助事業の選定にあたっては、次の項目について審査し、総合的に評価が高いと認められるものから、別に募集する首都圏での県主催イベントへの出展支援分を除いた予算の範囲で順に決定します。応募多数の場合は、選定されないことがあります。

- ・滋賀県農畜水産物の生産振興への寄与（農畜水産物生産者団体、農畜水産物生産者、加工事業者の順に優先度が高いものとし、加工事業者等の場合は、県産農畜水産物の使用割合が高いものを優先します）
- ・販路開拓に向けた取組（販路開拓に向け生産・加工体制が強化されているか、インターネットの活用、人員の配置等販売体制が整っているか、戦略的・意欲的に販路開拓に取り組もうとしているか）
- ・事業の新規性、必要性（すでに実施しているものと同じあるいは類似性が高いものでないか、新たに行う販路開拓に向けて斬新さがあるか等で、初めて出展する者の方が優先順位が高いものとします）
- ・事業の有効性（ターゲットに対して有効な事業となっているか、事業の目標、方法、規模等が適正であるか、事業の成果の活用が見込まれるか等）
- ・事業の確実性（予算が適正であるか、経営状況が堅実であるか等）
- ・応募多数の場合は、アグリフードEXPO東京2017および第19回ジャパン・インターナショナル・シーフードショーが、他の展示商談会より優先順位が高いものとします。

原則として書面審査とし、審査会に諮って決定します。必要に応じて追加資料の提出やヒアリング等を行います。

審査会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

② 内示

審査結果について、農政水産部食のブランド推進課から申請者あて内示の通知をします。

③ 交付申請書等提出

内示通知後に以下の書類を提出していただきます。（書類は原則としてA4版）
提出された書類は返却しません。

- 1) 補助金交付申請書（様式第2号）
- 2) 事業計画書（様式第1号の1）※
- 3) 収支予算書（様式第1号の2）※
- 4) 補助経費積算明細書（様式第1号の3）※
- 5) 役員名簿（様式第2号の1）
- 6) 誓約書（様式第2号の2）
- 7) 県税の納税証明書（未納がないことの証明）
- 8) 定款、規約または設置要綱の写し等（法人化していない個人事業主等で提出できない場合は相談ください）
- 8) その他補助事業内容に関する補足説明資料等

※については、計画時から変更があった場合のみ提出してください。

④ 交付決定

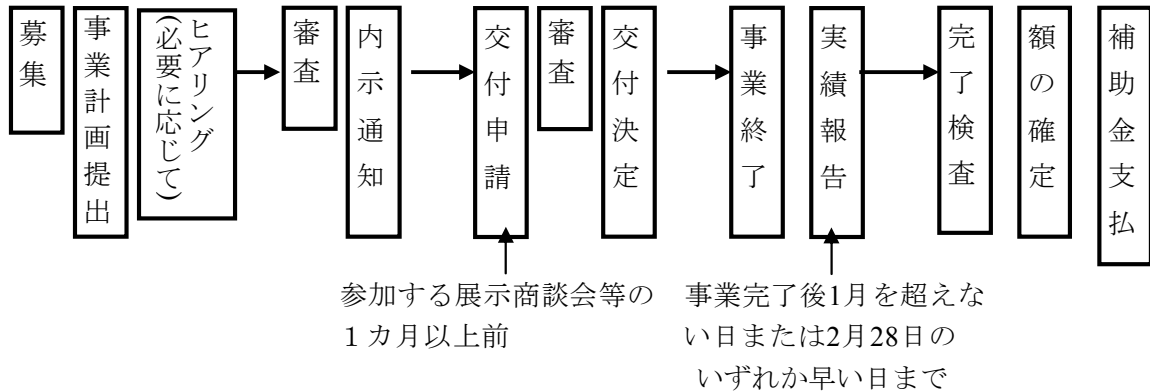
交付申請受付後30日以内に交付決定の通知を行います。

(8) 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から最長で平成29年2月28日までとなります。

その間に事業を開始し、事業者自らが、支払いまで完了した分のみが対象です。

(1次募集分)



(9) 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- ① 補助事業の内容を変更、中止する場合は、事前に承認が必要です。
(交付要綱第9条関係)
- ② 補助事業を完了した日の翌日から起算して1月を超えない日または2月28日のいずれか早い日までに実績報告書および添付書類を提出していただきます。事業完了が2月28日を超える場合は、完了後速やかに提出ください。(交付要綱第10条関係)
- ③ 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。
(交付要綱第12条関係)
- ④ 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓支援補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。
- ⑤ 実施報告書等提出

事業終了後に以下の書類を提出していただきます。(原則としてA4版)

提出された書類は返却しません。

- 1) 補助金実績報告書(様式第4号)
- 2) 事業実績報告書(様式第4号の1)
- 3) 収支決算書(様式第4号の2)
- 4) 補助対象経費支出明細書(様式第4号の3)
- 5) その他事業実績を説明する資料等

(10) その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。
- ② 補助事業者は、企業・団体名、代表者名、住所、電話番号、資本金、従業員数、業種、補助金交付年度、補助対象内容、補助金額を公表することがあります。
- ③ 当補助金に関するご相談は、下記までお願いします。
ただし、メールの場合は、件名に「滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓支援事業補助金」と必ず記入してください。

滋賀県 農政水産部食のブランド推進課 マーケティング係 大津市京町四丁目1-1 県庁 本館4階 電話 077-528-3892 E-mail gc01@pref.shiga.lg.jp

2. 補助事業の実施等に係る留意事項 <採択後は必ず再確認してください>

本事業は、県費による補助事業であり、補助事業者は厳格な検査を受けますので、事業途上や完了後、過失等により不正事例との指摘を受けることがないように、下記事項に留意ください。

① 不正な使用の防止

補助金を受け取って事業を行う者（以下、「補助事業者」という）は、使途目的に従って誠実に補助事業を行うことが義務づけられています。従って、不正・不当な行為に対しては「滋賀県補助金等交付規則」に基づき処分が定められています。

例) 義務違反に対する交付決定の取り消し（同規則第16条）

補助金返還命令（同第17条）

加算金および延滞金（同第18条）

② 関係書類等の保管

経理関係の証拠書類については、補助事業終了後5年間保存が必要になります。

県補助金交付規則、交付要綱に基づく関係書類

交付申請書、交付決定通知書（変更承認申請書、変更承認通知書）、実績報告書、額の確定通知書

会計帳簿類

補助事業専用補助簿、通帳、カタログ、仕様書、見積書、契約書、発注伝票、契約書、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書

補助事業終了後の整理書類

パンフレット等印刷物の整理、決算関係書類等の整備

成果物

出展を確認できる書類、写真

③ 経理処理上の注意事項

・補助事業用の区分経理

補助事業に係る経理は区分経理を行い、補助事業であることを明確にし、伝票および証拠書類は一般事業とは区別して整理保存してください。

・補助対象経費

補助対象経費については、出展料・スペース料を除き、補助金の交付決定の日以降に着手したものに要した経費で、要綱、この案内に従い適正に支出されることが必要です。

・事務処理体制

事務担当を明確にし、支払いについては、支出決議書等をその都度作成し、複数の方によるチェックを経てください。

④ 経費の支出について

・証拠書類

一件の支払い毎に証拠書類として補助事業専用補助簿、通帳、見積書（カタログ、仕様書）、発注伝票、契約書、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書をまとめて整理してください。

・支払方法

- 経費の支払いは、銀行等からの振込を原則としますが、振込による支払いが困難な場合は、現金での支払いも可とします。
- クレジットカードによる支払いは、代金の引き落とし日が平成29年3月31日までに行われ、カード会社からの通知書および預金通帳等で引き落としの確認が可能である場合に限り、補助対象とします。
- 振込手数料は、事業主体が負担してください。

① 経費ごとの注意事項（以下の処理ができないものは対象外となります。）

すべて、「一式」とする場合は、具体的な内容が分かる明細書が必要です。

・サンプル代

配布先リスト（展示商談会ではブースへの来場者リスト、配布数）を作成して、原料と使用数量を明確に現に補助事業に要したのものとして把握し、明細書と整合をさせてください。

・旅費

旅費の計上方法は別紙によってください。

② 完了検査

県は、補助事業の実施状況を確認するため、完了検査を実施します。

購入品等は県内事業所に保管する事が必要です。

この検査により交付決定および交付条件に適合していると判断したものについてのみ、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払うこととなります。

・証拠書類等の確認事項（補助金関係が主ですが、他も確認する場合があります。）

支払伝票等

支出決議書、注文書、見積書、契約書、請書、納品書、請求書、振込受付領収書等が支払いごとに整理されているか。

預金通帳（補助事業の含まれる分）、帳簿、元帳、資産台帳

支払伝票と預金通帳、帳簿、元帳との整合性がとれているか。

（終了後は、決算書でも、補助事業費などの項目にしてください。）

写真、成果品

事業実施の証拠品として、写真・成果品等の物的証拠。

日誌、議事録、データ、受払簿等

事業実施状況を日誌・成果報告書等で確認。

配布物等の受払状況を受払簿等により確認します。

・その他

完了検査において事業計画書、実績報告書、実際の事業結果、それぞれについて相違があると認められる場合には、補助対象外となります。

検査において補助事業の証拠書類に不備が認められる場合には、補助対象外経費として取り扱います。

(別紙1) 旅費の計上方法

旅費の取扱いは以下のとおりとします。

- (1) 法人、団体等における旅費支給について旅費規定等を設けている場合は、その規定により定められた額を補助対象経費として計上の上、旅費規定等の資料を添付ください。

また、実績報告の際は、出張命令簿等、旅行の実施が確認できる書類の写しを提出ください。

- (2) (1) に該当しない場合は、単価等を滋賀県の旅費支給基準に準じることとし、下記を上限額として実費額から税額分を控除したものを補助対象経費として計上することとします。

実績報告の際は、領収書の写し等を提出ください。

① 宿泊費

ア 東京都の特別区の存する地域ならびに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市内

1泊につき1人10,900円までの実費額

イ ア以外の地域

1泊につき1人9,800円までの実費額

② 鉄道費、バス代等

最寄り駅から目的地まで最も経済的な通常の経路および方法により移動した場合の鉄道費、バス代等の実費額

③ 車賃

1kmあたり20円とし、1km未満の端数が生じたときはこれを切り捨ててください。

④ 有料通行料・駐車場代

実費額

※②③以外の方法で移動する場合は、相談ください。

(例) ビックサイトで開催される展示商談会に新幹線で行き、ホテル代が実費で20,000円かかった場合(大津在住、2泊3日)

○鉄道費(大津駅—新木場駅) @13,660円 × 2 × 100/108 = 25,296・・・①

※税額分を除いてください。

○宿泊費、旅行雑費

【実費】 20,000 × 100/108 = 18,518 ……②

【上限】 10,900 × 2 = 21,800

(実費18,518 < 上限21,800 → 実費18,518を計上)

① + ② = 43,814

補助対象となる旅費 43,814円

(別紙2)

補助金にかかるよくある質問(Q&A) ～首都圏編～

補助対象事業について

Q：どのような事業が補助対象となるのですか？

A：①首都圏で開催される展示商談会において、県産農畜水産物およびその加工品を出展する場合と、②滋賀県食のブランド推進課が主催する首都圏でのイベントに参加する場合に係る一連の費用です。

東京都に新設される滋賀県の首都圏情報発信拠点（平成29年10月開設予定）において、県が主催する食イベントやマルシェ、店頭プロモーション等については、出展費・旅費・輸送等経費・広告宣伝経費・商品サンプル代等がその対象になります。

対象となる商談会について

Q：どのような商談会が対象となりますか？

A：首都圏で開催される企業間取引（BtoB）のため複数の事業者が参加する展示商談会が対象です。なお、事業者自身が主催者であるものは対象となりません。

対象経費について

Q：いつから支払ったものが補助対象となりますか？

A：基本的に交付決定通知後に着手した経費が対象です。ただし、首都圏展示商談会の出展費用や、やむを得ず事前に支払いが必要になる旅費等の費用については、対象となります。

旅費について

Q：新幹線のグリーン料金や飛行機のビジネス料金は補助対象となりますか？

A：対象経費は、基本的な交通費（新幹線：普通指定席、飛行機：エコノミークラス等）を対象としており、グリーン料金やビジネスクラス料金は対象になりません。

なお、都合によりビジネスクラス料金等を使った場合は、実績報告時に基本の料金が分かる資料を添付して申請してください。（差額は自己負担になります。）

宿泊費について

Q：宿泊費は対象となりますか？

A：補助対象は、地域により異なりますが、県の旅費規程に準じます。それを超える差額は、補助対象とならず自己負担となります。滋賀県首都圏マーケティング・販路開拓支援事業補助金の公募要領（別紙1）を参照してください。

消費税・振込手数料について

Q：消費税は対象となりますか？

A：消費税は補助対象外となりますので、実績報告時には消費税を除いて申請してください。

申請回数について

Q：複数の展示商談会出展を計画していますが、補助限度額までなら何度でも申請できますか？

A：補助申請、交付は1回のみです。複数の展示商談会・イベント等に出展される場合は、一度に合わせて申請してください。商談会出展と首都圏情報発信拠点等でのイベントに参加される場合にも同様ですので、同時に申請してください。

必要書類

Q：必要書類のうち、外部に発行してもらう書類には何がありますか？

A：交付申請時に、県税の未納がないことを証明するための書類（納税証明書）が必要になります。県税事務所で交付を受けてください。

事業変更について

Q：交付申請時と経費が増減しましたが、どうしたらいいですか？

A：交付決定後に経費が増額する場合、また3割以上減少する場合は、その事実が分かり次第、変更申請をして事業実施前に変更交付決定を受けてください。事業終了後の3割以内の額の減少については、実績報告で結構です。

実績報告書の期限

Q：いつだせばいいのですか？

A：事業が終了して1月以内または平成30年2月28日のいずれか早い日までに提出してください。その後、補助額の確定を通知しますので、請求書を提出してください。この期限を過ぎると、補助金交付ができない場合がありますのでご注意ください。

実績報告に必要な書類

Q：支払った経費を証明するのに必要な書類は何ですか？

A：原則すべての経費に領収を残してください。クレジットカードで決済した場合には、その経費と支払済であることが分かる書類を添付してください。
また、鉄道の切符等についても、領収書を取り、乗車日、区間と金額が分かるものを残してください。